



現在、宜野座村では平成27年4月からスタートする「子ども・子育て支援新制度」に向けて準備が進んでいます。この新制度では、幼稚園等の施設利用希望者は、利用のために3つの認定区分（おもて面参照）を受けることになりますが、村立、私立問わず、幼稚園を利用希望者する場合は、「1号認定」となります。

幼稚園とは……小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校。
 昼過ぎごろまでの教育時間のほか、教育時間後に教育活動(預かり保育)などを実施。

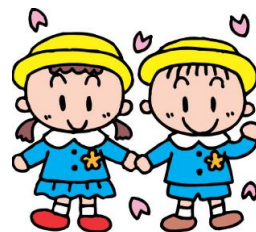
村立幼稚園

◎新制度への対応について

従来どおり、村内三園における入園の対象幼児は、**5歳児**となります
 また、幼児教育の内容についても大きな変化はありません。

◎入園手続きについて

新制度では、幼稚園の利用を希望する保護者は、「**1号認定**」を受け、村は「認定証」を発行します。



現在	入園願書提出 = 内定・決定 → 入園
----	---------------------



H27年 4月から	入園願書 + 認定申請書提出 → 内定通知 → 「1号認定」 → 入園
--------------	-------------------------------------

◎保育料

村立幼稚園は、引き続き「**無償化**」を予定しております。

◎預かり保育

従来どおり、預かり保育を行います。

対 象	在園児全員
長期預かり	一律5,000円/月
一時預かり	一律 500円/日



※ 預かり保育の申請手続き等については、これまでと大幅な変更はない予定です。

宜野座村では、新制度に基づき幼児教育の充実とサービス向上を目指してまいります。今後とも、新制度に伴う宜野座村の幼児期の学校教育・保育に対して、ご理解をいただきますようお願い致します。

宜野座村教育委員会 教育課
 TEL : 968-8522



私立幼稚園

○新制度へ移行する園と現行制度を継続する園とがあり、各園の判断にてどちらかを選択していただきます。

		保育料
私立幼稚園 がどちらか を選択	現行	各園にて独自に保育料を設定。
	新制度	国基準を上限とし、世帯の村民税額に応じた負担額（応能負担）で村が保育料を設定。所得に応じて保育料を設定。 ※保育料については、国の制度に基づき調整中のため、あらためてお知らせいたします。

☆☆ 私立幼稚園の詳細については、直接希望する幼稚園にお問い合わせください ☆☆